

奈良県告示三百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県土木マネジメント部道路保全課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

令和二年十二月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線名 三輪山線
- 三 道路の区域

2 3 8		路線 番号	区 間	
		桜井市大字三輪一 二四三番二先から 桜井市大字三輪一 四七〇番先まで		
後	前	区域変更 の前後別		
五九・三 ） 一二・九	三五・五 ） 九・〇	敷地の幅員 メートル		
一二四・〇	一二四・〇	延 長 メートル		
		備考		